



■ 「秋の農作業事故 “ゼロ” 運動」 推進中について

推進期間：平成 26 年 9 月 1 日（月）～ 10 月 31 日（金）

● 秋の農作業事故 “ゼロ” 運動スローガン

「**当たり前**の日常に**幸せ**がある」～いつもと同じ今日と明日あなたを想う人のために、安全作業を一緒にしましょう～

県内では農作業中の死亡事故が後を絶たず、本年に入り、8月の2件を加えて14件の死亡事故が発生し、過去最悪のペースとなっています。

今年は特にトラクタなどの転落・転倒による下敷き事故が10件、80歳以上の事故が8件と、転落・転倒による事故と高齢者による事故が目立ちます。また、転落・転倒事故の40%は道幅2.5m未満の場所で発生しています。

日常の見慣れた景色にこそ危険が潜んでいますので、地域で「農作業安全」の声を掛け合い、慣れによる不注意をなくしましょう。

● 重点啓発事項

「**もう一度 初心に戻って再点検**」

- (1) ゆとりを持った無理のない農作業を計画し、農業機械の操作に十分注意しましょう。
- (2) 農業機械や作業場所は、事前の点検・整備を徹底し、点検・整備の際は、必ずエンジンを止めましょう。
- (3) 出かける際は、家族等に一声かけ、携帯電話を忘れないようにしましょう。
- (4) 農業機械の運転は、進入路や路肩、あゆみ板など、段差のある場所に注意して、転落・転倒に気をつけましょう。
- (5) 乗車時は必ず安全フレームを適正に装着して、シートベルトを着用しましょう。また、巻き込まれ事故を防ぐため服装に注意しましょう。
- (6) ほ場作業以外は左右ブレーキペダルを連結し、農作業中の降車時は、必ずエンジンを止め、ブレーキで固定しましょう。
- (7) 農業機械の取り扱いには安全チェックを徹底し、事故頻度が高い動力刈払機は安全使用を心がけましょう。
- (8) 耕うん機による挟まれ事故を防ぐため、作業場所の安全性を確認するとともに、いつでも緊急停止できるようにしておきましょう。
- (9) 万が一の農作業中の災害に備え、労災保険等に加入しましょう。

※くれぐれも「自分だけは大丈夫」、「いつもと同じ作業だから大丈夫」と思わずに、ゆとりをもって、無理のない農作業に心がけましょう。

■ 集落ぐるみで鳥獣を寄せ付けない取組を実践しましょう！

- ・捕獲や柵だけに頼っていませんか？
- ・知らず知らずのうちに餌付けをしていませんか？

● 集落内の事態を把握し、集団ぐるみで農作物を守りましょう。

【被害対策のポイント】

1 集落内の環境点検の実施

鳥獣のえさ場やすみか、けものみち、被害対策の実施状況などの点検
〈点検の視点〉

- ① えさ場（放任果樹、野菜くず等）と成り得るものはないか。
- ② すみか（ヤブ、けものみち）と成り得るところはないか。
- ③ 侵入防止柵の設置場所と管理状況は適切か。

2 無意識の餌付けの禁止

- ① 放任果樹の伐採、落花果樹の除去
- ② 収穫残渣を放置しない
- ③ 畦畔や法面では青草を出さない
- ④ 二番穂（ヒコバエ）を処理する

3 人慣れをさせない

- ① 道具や犬などを使って追払いを行う
- ② 全ての人が参加し、見過ごさない

4 農地に近づかせない

- ① 集落内のすみかや隠れ場をなくす（耕作放棄地、茂み、ヤブの解消）
- ② 集落内の見通しを良くする（緩衝帯の設置、枝打ち等）
- ③ 侵入防止柵を設置する



草払いによるヤブの解消



収穫残渣を放置しない